

売掛債権貸倒保証制度のご案内

(団体取引信用保険)

社団法人茨城県法人会連合会

法人会では、会員企業の皆様における売掛債権に対する保全強化ニーズにお応えするため、売掛債権貸倒保証制度（団体取引信用保険）を導入しております。つきましては、法人会会員企業の皆様向けの加入プランをご用意しておりますのでご検討のうえご採用賜りますようお願い申し上げます。

主な特徴

① キャッシュフローの安定化が図れます。

☞ お取引先倒産時における貸倒損失の一定部分を保険金で回収できるため、キャッシュフローの安定化が図れます。

② 貸倒コストの平準化が図れます。

☞ 毎期変動する貸倒損失を一定の保険料に転嫁することにより、貸倒コストの平準化が図れます。

③ 対外的な信用力の向上が図れます。

☞ 売掛債権の保全強化によって、金融機関などの貴社に対する評価の向上が期待できます。

④ 簡易な申告書とお取引先リストでお見積りが可能です。

☞ 原則 10 社以上のお取引先を保険の対象とさせていただきます。（対象となるお取引先については、売上高上位順などの客観的な基準によりご選択いただきます。）



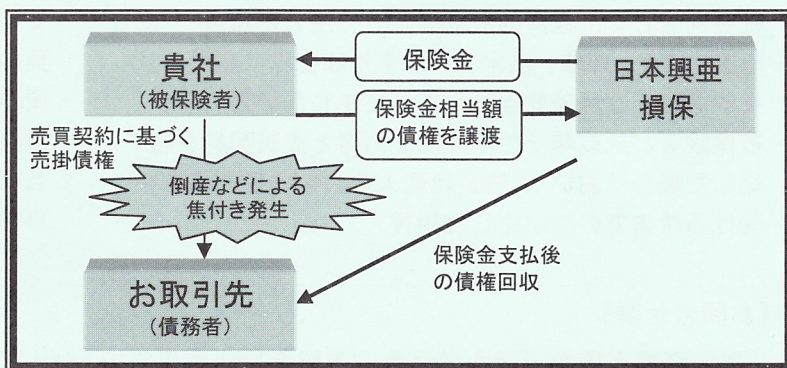
1

団体取引信用保険とは

○ 継続的な売買契約に伴う売掛債権が、お取引先の倒産などにより回収できない場合に貸倒損失の一部を補償する保険です。

※ スポット取引、リース、融資、工事請負契約などは対象外となります。

○ 法人会が契約者、会員企業の皆様が被保険者となる団体契約であり、ご加入いただくには、法人会の会員であることが条件となります。



2

ご加入プラン

○ 保険期間中のお支払限度額 : 保険期間中にお支払いする保険金の限度額を設定します。

○ お取引先ごとのお支払限度額 : 保険期間中のお支払限度額とは別に、お取引先の信用力に応じ、保険対象となるお取引先ごとにお支払限度額を設定します。

お取引先の信用力	お支払限度額(千円)
区分1	20,000
区分2	10,000
区分3	7,000
区分4	3,000
区分5	1,000

※ 申告書でご申告いただいた最大債権残高と区分ごとのお支払限度額のいずれか小さい金額で設定します。

※ 日本興亜損保による信用調査の結果によっては、お引受けができないお取引先もございます。

○ 縮小率^(注) : 90%

(注) 「正味損害額^{*}に縮小率を乗じて得た額」と「お取引先ごとのお支払限度額」の小さい方を保険金としてお支払いします。(ただし、保険期間中のお支払限度額が上限となります。)

^{*} 「保険事故発生時の未回収債権額+保険事故発生日までの延滞利息-お取引先に対する債務額-お取引先からの回収額」で計算される金額をいいます。

○ 保険期間 : 平成 22 年 8 月 1 日 午前 0 時 から 平成 23 年 7 月 31 日 午後 12 時 まで

※ 補償開始日を毎月 1 日として、中途加入が可能です。申告書をご提出いただいたうえで、毎月 15 日までに申込みおよび保険料のお払込みをいただいた場合の保険期間は、翌月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までとなります。

○ 保険料 : 保険対象となるお取引先の信用状況等に応じて決定させていただきます。

○ 保険料のお払込み : ご加入時に一括でお払い込みいただきます。

保険金をお支払いする場合

①一般的に「倒産」といわれる状態となり、債務不履行が発生した場合

- ・お取引先（債務者）に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき
- ・お取引先（債務者）が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ・お取引先（債務者）の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき、または保全差押としての通知が発せられたとき
- ・お取引先（債務者）の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたとき、または財産の分離の請求がなされたとき

②債務不履行が発生し、日本興亜損保が履行の見込みがないと判断した場合

- ・お取引先（債務者）が債務の弁済期日を経過しても当該債務を履行しない場合において、日本興亜損保が当該債務につき履行の見込みがないと判断したとき

保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失、または法令違反によって生じた損害
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ・被保険者が未成年その他の無能力者と売買契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- ・商品に瑕疵があったことによって生じた損害
- ・被保険者が、お取引先（債務者）が債務を履行していないことを知りながら、当該債務者と締結した売買契約について生じた損害
- ・被保険者が、お取引先（債務者）に保険事故が発生していることを知りながら、当該債務者と締結した売買契約について生じた損害
- ・債務の弁済期日から起算して、一定期間を経過しても当該債務を履行しないお取引先（債務者）に対して、当該弁済期日から起算して一定期間を経過した日の翌日以降に商品を引き渡したことによって生じた損害

など

【お問合せ票】

次の必要事項をご記入のうえ、下記取扱代理店までFAXにてご送付ください。

貴社名		所 属 法人会名	
連絡先		貴 社 ご担当者名	
ご希望	☐ 「売掛債権貸倒保証制度（団体取引信用保険）」の説明が聞きたい。 ☐ 「売掛債権貸倒保証制度（団体取引信用保険）」の資料を送付してほしい。 ☐ その他（ ）		

※ご記入いただいた個人情報、保険商品のお見積り・ご案内にのみ利用し、その他の目的には利用しません。

- このチラシは売掛債権貸倒保証制度（団体取引信用保険）の概要を説明したものです。
- 保険商品の詳しい内容、ご契約の手続きその他ご不明な点については、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

引受保険会社



日本興亜損害保険株式会社

水戸支店営業第一課
〒310-0021 茨城県水戸市南町 2-4-46
TEL: 029-221-9101 FAX: 029-221-0083

団体保険契約者

社団法人茨城県法人会連合会

〒310-0801 茨城県水戸市桜川 1-1-25 大同生命ビル 8 階

- お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで

常陽保険サービス株式会社

（本社営業部・日立支社・つくば支社・下館支社・鹿島支社・取手支社）

〒310-0803 茨城県水戸市城南 1-3-1

TEL: 029-231-0361 FAX: 029-231-0350